

[事案 2019-324] 入院給付金等支払請求

・令和2年11月19日 裁定終了

<事案の概要>

特別条件についての説明義務違反を理由に、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年6月に、黄斑変性症を告知して契約した終身医療保険(全期間眼球および眼球付属器不担保特別条件付)について、令和元年8月に白内障により入院し手術を受けたため、入院給付金等を請求したところ、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、給付金を支払うか、本入院・手術の実費相当額を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人が特別条件についての承諾書を持参し、簡単な説明後、署名を求められたが、告知した内容(黄斑変性症)が不担保となると認識した。
- (2) 契約申込時および特別条件の承諾時、募集人から特定部位不担保の対象部位の説明はなく、特定部位不担保特約の説明もなかった。
- (3) 本契約締結の2年前に、前任の募集人に対し、本契約と同様の他契約について、「白内障の手術で入院した場合、給付金が支払われるか。」と聞いたところ、支払われるとの回答を得ている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「眼球および眼球付属器」の全期間不担保を条件に契約が成立しているため、給付金は支払えない。
- (2) 特別条件の承諾書取付け時に、募集人は特別条件について説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および特別条件承諾時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、特別条件についての保険会社の説明義務違反は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。